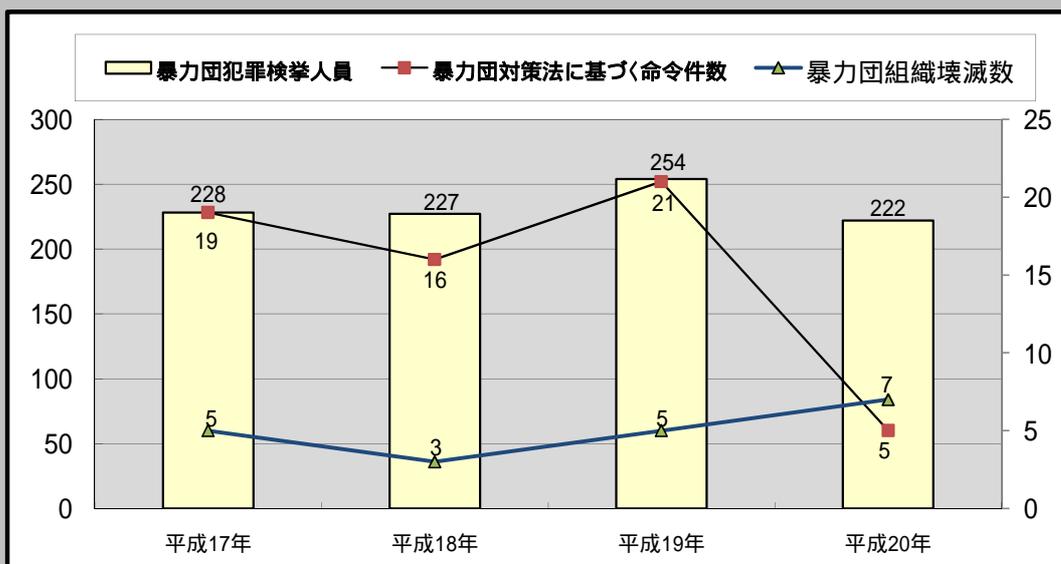


業 務 名	暴力団総合対策の推進
-------	------------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
暴力団犯罪検挙人員	228	227	254	222	人
暴力団対策法に基づく命令件数	19	16	21	5	件
暴力団組織壊滅数	5	3	5	7	団体
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単 位



業務の主なコスト

	事 業 名	平成20年度事業費（千円）	平成21年度事業費（千円）
1	暴力団対策警察費	1,034	998
2	暴力団対策推進費	11,443	11,814
3			
4			
5			
6			
7			
8			
	合 計	12,477	12,812

平成20年の取組み

暴力団準構成員らによる賭博開張図利事件を検挙し、その犯罪収益を没収・追徴するなど、暴力団員等222人（前年対比 - 32人）を検挙した。

（財）暴力追放三重県民センター（以下「暴追センター」という。）と連携して、県内の主要地域5か所で三重弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士（以下「民暴弁護士」という。）による民事介入暴力巡回無料法律相談を実施した。

警察及び暴追センターに寄せられた暴力相談に対し、事件検挙、暴力団対策法の中止命令の発出、民暴弁護士の紹介等適切に対応した。

暴力団離脱相談専用電話「組抜け110番」、三重県警察社会復帰アドバイザー等を活用し、暴力団員16人を組織から離脱させた。

暴力団等からの不当要求等に対する被害を防止するため、暴追センターと連携し、企業、行政等の不当要求防止責任者1,247人に対し、責任者講習を実施した。

公共事業、生活保護、公営住宅等からの暴力団排除を推進するため、県、市・町と協定書を締結し、暴力団員等の排除措置を推進した。

暴力団総合対策を実施した結果、平成20年末現在の暴力団勢力は約1,170人で、昨年と比較し、約200人減少した。

課題と平成21年の取組み

暴力団は、組織実態を隠ぺいする傾向にあることから、その実態を解明するため、暴力団に関する情報を集約、分析し、

- ・ 資金源の遮断及び構成員の検挙
- ・ 犯罪収益の没収・追徴
- ・ 暴力団犯罪等の被害者等の保護対策

などを推進する。

公共事業、生活保護、公営住宅等から暴力団を排除するため、県、市・町と連携し、暴力団員等の排除を推進する。

暴追センター、民暴弁護士と連携し、企業対象暴力、行政対象暴力等を防止するため、

- ・ 行政機関、企業等との連絡体制の確立
- ・ 企業、行政等に対する責任者講習の実施
- ・ 暴力団員等を相手とする損害賠償請求訴訟に対する支援
- ・ 事務所撤去等に対する支援

などを推進する。